

広島県金融広報委員会の講師派遣制度について

年金、金融商品、悪質商法、生活設計など、身近なテーマについて講師派遣【無料】を行っています。

※10名以上のグループでお申込みください。

※学校、公民館等への講師派遣も可能です。

※講師は消費生活アドバイザーやCFP（ファイナンシャルプランナー）などです。内容によって講師の御希望を伺いますので、電話で御相談ください。

広島県金融広報委員会

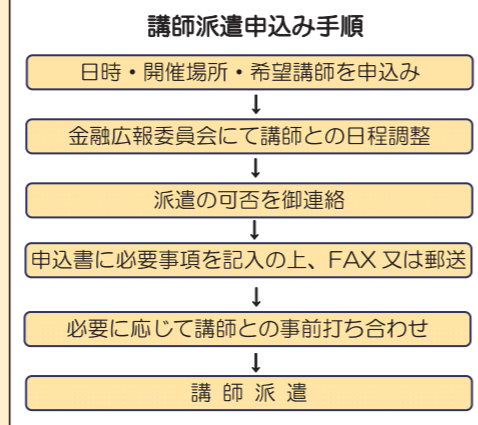
〒730-0011 広島市中区基町8-17 日本銀行広島支店内
電話：082-227-4268 FAX：082-502-0165

当委員会は、広島県、中国財務局、日本銀行広島支店、県内の金融機関等からなる組織です。



【講師をつとめる金融広報アドバイザーの御紹介（平成28年9月現在）】

アドバイザー名	得意分野	アドバイザー名	得意分野
でし ちえ 出路 千恵	・高齢者のための家計管理と生活設計 ・夢や希望の実現に向けての家計診断と夢プラン ・消費者問題、金融教育など地域ぐるみの学習会	いそぎ のりお 磯崎 紀夫	・ライフプラン（生活設計）と保険設計 ・ライフキャリア（生活・仕事）設計 ・相続・贈与の基礎知識
おおた かずこ 太田 和子	・子どもに伝えておきたいこと ・介護保険制度の利用の仕方 ・金銭・金融教育	くらはし たかひろ 倉橋 孝博	・相続・贈与の基礎知識 ・年金・介護・医療などの社会保障制度 ・資産運用の心構え
どい けいこ 土井 敬子	・消費者問題 ・金銭教育 ・高齢化社会に向けての生活設計	まつおか くにやす 松岡 邦泰	・幼少期からのしつけと金銭教育 ・児童、生徒の金銭教育 ・くらしと金融の基礎知識
さとう けんじ 佐藤 健次	・ライフプラン（生活設計） ・リタイアメントプランニング（退職後の年金、医療等生活プラン全般） ・老後の財産管理	かわむら さわこ 川村 佐和子	・消費者トラブル最新情報 ・「参加型」消費者トラブル対策講座 ・賢い「子ども消費者」になろう！
かじもと りえ 梶本 利恵	・生活設計・資金計画の立て方 ・生活設計における保険設計の基本 ・金融経済の基礎知識	いいだ ひとみ 飯田 ひとみ	・定年退職・再就職の予備知識（働き方と年金・保険） ・パートで働くときの基礎知識（保険・年金・税金・労働条件） ・女性の一生とお金（本当に必要なお金は）

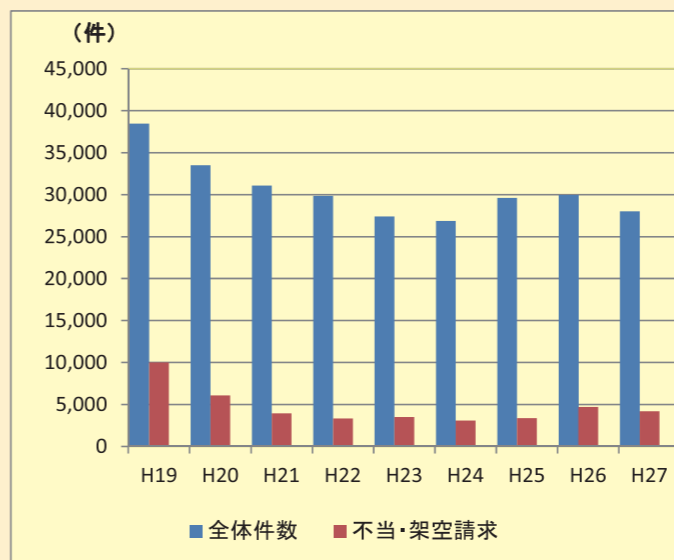


平成27年度 消費生活相談状況から

平成27年度に県及び市町の消費生活相談窓口で受け付けた消費生活相談は、28,006件で、前年度に比べ1,898件、率にすると6.3%の減少となりました。消費生活相談のうち、「不当請求・架空請求」の相談件数は、全体の15.0%と最も多くを占めています。架空請求はがきの手口等が沈静化したことにより前年度に比べ526件、率にすると11.1%減少しましたが、アダルトサイトのワンクリック請求やサイト利用料未払い金の架空請求メールの手口等は未だ多い状況にあります。〔表1〕

また、商品・サービス別相談件数では、1位の「不動産貸借」、2位の「インターネット通信サービス」とも、昨年度から順位の変動はありませんが、「インターネット通信サービス」については、26年度に前年度比68.0%増加したのに引き続き、27年度も前年度比10.0%増加しています。〔表2〕

【相談件数の推移】〔表1〕



※ 関連情報は県HPIに掲載しています。

【商品・サービス別相談件数】〔表2〕

順位	商品・サービス名	相談件数(件)	対前年度増減(%)
1位	不動産貸借	1,453	△0.5
2位	インターネット通信サービス	1,369	10.0
3位	情報提供サービス	1,091	3.5
4位	商品一般	1,079	1.5
5位	融資サービス	1,051	△14.2
6位	役務その他	734	6.7
7位	建築・工事等	693	△4.1
8位	移動通信サービス	626	42.9
9位	健康食品	613	21.1
10位	自動車	359	△22.0

(注)「不当請求・架空請求」を除く。

あなたのまちの消費生活相談窓口

市町	電話番号	相談日※	相談時間※
広島市	082-225-3300	火を除く毎日(祝日も対応)	10:00~19:00
呉市	0823-25-3218	月~金	8:30~16:30
竹原市	0846-22-6965	月~金	10:00~16:00
三原市	0848-67-6410	月~金	9:00~16:00
尾道市	0848-37-4848	月~金	9:00~17:00
福山市	084-928-1188	月~金	8:30~16:30
府中市	0847-43-7106	月・火・木・金	10:00~16:00
三次市	0824-62-6222	月~金	9:00~16:00
庄原市	0824-73-1228	月~金	9:00~16:00
大竹市	0827-57-3236	火・金	9:00~16:00
東広島市	082-421-7189	月~金	9:00~17:00
廿日市市	0829-31-1841	月~金	9:00~16:00

市町	電話番号	相談日※	相談時間※
安芸高田市	0826-42-1143	水・金	9:30~16:30
江田島市	0823-43-1843	月~金	10:00~16:00
府中町	082-286-3128	月~金	9:00~16:00
海田町	082-823-9219	月~金	9:00~17:00
熊野町	082-820-5636	月・水	10:00~16:00
坂町	082-820-1535	水	9:00~16:00
安芸太田町	0826-28-1973	月~金	9:00~16:00
北広島町	0826-72-5571	月・木	10:00~16:00
大崎上島町	0846-65-3123	奇数月の第1金	10:00~15:00
※町の相談日以外の日は、竹原市の窓口で相談できます。			
世羅町	0847-22-1111(代)	月~金	10:00~16:00
神石高原町	0847-89-3088	月~金	9:00~16:00
※祝日・年末年始(広島市は年末年始)は休みです。また、昼休憩があります。			

【県の相談窓口】 広島県生活センター（環境県民局消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52

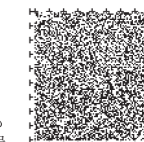
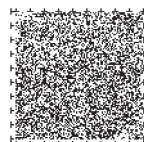
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>

消費生活相談 ☎082-223-6111 … 商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など

県民相談 ☎082-223-8811 … 相続・遺言、結婚・離婚、交通事故問題など

受付時間：月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時

◆この情報紙に関する問い合わせ先 広島県 消費生活課 消費政策グループ ☎082-513-2730



若者が被害に遭いやすいトラブル … 2~3
広島県金融広報委員会の講師派遣制度、相談窓口 … 4

これは音声コードです。

協力：広島県金融広報委員会（日本銀行広島支店内）

目の不自由な方への情報提供を目的に作られたものです。この音声コードを、活字文書読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。

若者が被害に遭いやすいトラブル

モバイルデータ通信の契約

【相談事例】

ショッピングセンターの前で、キャンペーンをしていると呼び止められた。10万円相当のWi-Fiルーターを“今なら限定100台無料！速度制限も一切ない”と説明された。現在光回線を利用しているが、居住地域で使えるかどうか調べてもらい、かなり速く使えると言われたので、将来的にはこれだけで利用したいと思い契約した。一週間後にWi-Fiルーターが届いたが、実際に使ってみると速度が遅かった。また、ルーターの代金が10万円と言われたが、インターネットで検索したところ、2万円位だった。(20歳代 女性)



アドバイス

- お得で有利なことのみを強調しがちな事業者の勧誘に、即断即決するのは避けて、必要がなければきっぱり断りましょう。
- 通信エリア内であっても、つながりにくい場所もあるので、サービスの特性やリスクを踏まえて契約しましょう。
- 価格だけでなく自分の利用環境や目的に合わせて検討し、サービスの内容を十分に確認しましょう。

敷金返還

【相談事例】

1Kの賃貸マンションに5年間住み、先日退去した。家賃は4万円で、敷金は6万円だった。管理会社から届いた修繕費の見積もりでは、クロスの張り替え、鍵の取り換え代として12万円となっており、敷金に追加して6万円を請求された。鍵はスペアを紛失したので取り換え代は負担するつもりだ。しかし、クロスは綺麗なまままだと思う。煙草も吸わないので、納得できない。(20歳代 男性)



アドバイス

- 入居時に契約書の内容をよく確認しましょう。特に退去するときの費用負担などを定めた特約事項はよく確認し、納得してからサインしましょう。
- 入退去時は家主や管理会社立会いのもと、部屋のキズや汚れの状態を確認しましょう。入居する前からあったキズや汚れは、入居時に写真を撮って記録に残しておく、トラブルを防げます。
- 敷金の精算に納得できない場合は、修理明細を請求して、負担割合を話し合しましょう。
- 原状回復の考え方は国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考にしてください。

定期購入トラブル

【相談事例】

モニターサイトから健康食品のお試しセットを注文した。有名なSNSにも広告があったので信用した。サンプル到着の数週間後、また商品が届き、そこで初めて定期購入だと気づいた。広告を確認すると、解約は発送の関係で指定された数日間のみ電話で受け付けるとのことだったので、業者に電話したが、いつも混み合っていてつながらない。次の解約申し出期間は一か月後だが、解約できるだろうか。(20歳代 女性)



アドバイス

- 通信販売にはクーリング・オフの制度はなく、事業者が返品の特約を設けている場合はそれに従うこととなります。広告における契約内容や解約条件についての表示の有無、表示がある場合はその内容を確認したうえで契約するかどうかを慎重に判断することがトラブルにならないためのポイントです。
- ホームページやSNS上の広告で「お試し(価格)」「初回〇円」「送料のみ」等と表示されていても、複数月の継続購入が条件となっている場合があります。商品を注文する前に定期購入になっていないか等、契約内容をしっかり確認しましょう。
- あわせて「定期購入期間内に解約が可能かどうか」「解約の申し出先や方法(電話やメール等)」等も確認しておきましょう。

架空請求

【相談事例】

スマホに「アダルト動画サイトの未納料金があるため至急連絡ください」とメールが届いた。「本日中に登録解除が必要、連絡がない場合は身辺調査をする」とあり不安になった。心当たりがないが、このまま放置してもよいか。(10歳代 女性)



アドバイス

- 「期日までに連絡するように」などと書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。業者に電話番号など新たな個人情報を知られてしまうこととなります。業者からの請求がエスカレートしたケースもあります。
- 「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をあおるようなことが書かれていても、利用した覚えがなければ決して支払わず、無視しましょう。

困ったらまずは相談しましょう!

